

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	令和 8 年度第 1 回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会					
開 催 日 時	令和 8 年 8 月 20 日（木）14：00～14：45					
開 催 場 所	鎌倉市役所第 3 分庁舎 講堂					
出 席 者 ※会長・・・◎ 副会長・・・○		佐藤 勝也	○	大澤 道英		樽井 彰子
		野間 俊行		笹谷 月慧		岡 昌信
	欠席	福本 雄一	欠席	高根沢 奈津子		大崎 厚郎
		大崎 美紀雄		藤田 博	欠席	坂本 好輝
	◎	曾根 健治		安島 浩輔		佐藤 弘朗
		寺山 明		中野 徹		大杉 恭子
		産形 喜江	欠席	内田 自栄	代理	春原 和洋
		三富 淳		佐藤 弘子	代理	小田 優一
	※傍聴者 1 名					
次 回 開 催 予 定 日	令和 8 年 11 月下旬					
問 い 合 わ せ 先	所属名、担当者名 鎌倉市健康福祉部高齢者支援課 活動支援担当 植草、足立 電 話 番 号 0467-61-3930（直通） メールアドレス kourei@city.kamakura.kanagawa.jp					
会 議 記 録	発言記録 ・ 要約		要約した理由			
内 容	● 開会 （事務局長） ただいまから、令和 8 年度第 1 回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。 本日はご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。 横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱第10条に基づき、今年度は、鎌倉市が事務局となります。 私、鎌倉市健康福祉部高齢者支援課長の寺山と申します。よろしくお願いいたします。 また、申し合わせにより、会長職は 1 年交代となっております。 会長が選出されるまでの間、事務局長として会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、ここから着座にて進めさせていただきます。					

● 委員の委嘱

(事務局長)

今年度は人事異動等により、10名の委員の方が新たに選任されました。

事前にお送りしております委員名簿から、送付後に変更がありましたので、本日お手元に配布しました委員名簿をご覧ください。

新任の方を順番にご紹介いたします。

設置要綱第5条第1項第1号アの規定により選出されました、横須賀市民生委員児童委員協議会常任理事、佐藤委員。同じく鎌倉市民生委員児童委員協議会副会長、大崎委員。第1号ウの規定により選出されました、横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課長、福本委員。同じく逗子市福祉部高齢介護課長、大澤委員。次に設置要綱第5条第1項第2号アの規定により選任されました、横須賀市障害者団体連絡協議会、佐藤委員。

第2号イの規定により選出されました、一般社団法人神奈川県タクシー協会理事、岡委員。同じく第2号イの規定により選出されました、一般社団法人神奈川県タクシー協会鎌倉支部副支部長、大崎委員。第2号オの規定により選任されました、福祉クラブ生活協同組合副理事長、大杉委員。

第2号カの規定により選任されました、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官、春原委員。

第2号キの規定により選任されました、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長、小田委員。

以上の皆様には、先に送付いたしました通知をもって委嘱をさせていただいております。委員委嘱につきましては、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱第7条により、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間、お手元の名簿のとおり、委員が選任されております。

先に送付いたしました委嘱通知をもって、新たな委員委嘱とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

● 協議会の成立要件

(事務局長)

次に、本日の協議会ですが、定員24名のところ20名のご出席をいただいております、設置要綱第8条第1項により、委員の過半数が出席しているため、協議会が成立していることをご報告いたします。

なお、設置要綱第8条第4項の規定により、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官、春原委員の代理で入江様に、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長、小田委員の代理で島崎様にご出席をいただいております。

● 委員及び事務局の紹介

(事務局長)

それでは、今年度最初の会議となりますので、お手元の委員名簿の順番で横須賀市の佐藤委員から順番に自己紹介をお願いいたします。

(各委員が、順に自己紹介)

	(事務局長) ありがとうございました。皆様よろしく願いいたします。 次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町、鎌倉市の順に自己紹介をお願いいたします。 (各事務局が、順に自己紹介) ● 正副会長の選出 (事務局長) 次に、会長の選出に移りたいと存じます。 会長の選出につきましては、設置要綱第6条第2項で委員の互選となっておりますが、申し合わせにより、事務局市の中から選出することとなっております。 鎌倉市選出委員で協議を行った結果、曽根委員に会長をお引き受けいただけないかと存じますが、皆様いかがでしょうか。 (「異議なし」の声多数) (事務局長) ありがとうございます。それでは曽根委員に会長をお願いしたいと存じます。曽根委員、会長席にお移りください。 (曽根委員、会長席へ移動) (事務局長) それでは設置要綱第6条第3項の規定により、以後の進行を会長をお願いいたします。 (会 長) 改めまして皆様こんにちは。ただいま選任をいただきました、鎌倉市社会福祉協議会事務局長兼地域福祉課長の曽根と申します。よろしくお願いいたします。今回は当協議会のこのような重責に任ぜられまして、恐縮の至りでございます。この会議自体、市民の足、地域福祉の向上ですとか、公共福祉の向上、こういったことをこの協議会の中で議論していただければと思います。皆様のご理解ご協力どうぞよろしくお願いいたします。 それでは早速ではございますが、副会長につきまして、設置要綱第6条第4項の規定により、会長の指名する委員となっております。次年度の事務局となる逗子市選出の逗子市福祉部高齢介護課長大澤委員をお願いしたいと存じます。 大澤委員、副会長席にお移りください。 (大澤委員、副会長席へ移動)
--	--

(会 長)

それでは、大澤副会長から一言ごあいさつをお願いします。

(副会長)

皆様よろしくお願いいたします。地域公共交通は大変重要度が増していると考えておりまして、本日の皆さんの議論が賑わいますよう、円滑な会議運営につきましてご協力をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

● 会議の傍聴及び公開について

(会 長)

それではここで、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会傍聴要領に基づき、本日の傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入場)

(会 長)

傍聴の方、大変お待たせいたしました。

はじめに傍聴の方にお知らせいたします。お手元の資料につきましては、法人及び個人の情報が含まれておりますので、協議会終了後、速やかに事務局へ返却いただくこととなります。

また、会議中は撮影及び録音は禁止されておりますので、ご了承ください。

その他、注意事項は遵守されますようお願い申し上げます。

● 会議の進め方及び今後の予定について

(会 長)

次に、本日の会議の進め方及び今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

鎌倉市健康福祉部高齢者支援課の植草と申します。よろしくお願いします。

はじめに、本日、机上配布をしております資料の確認をさせていただきます。

本日配布しておりますのは、「座席表」、「令和8年8月20日付委員名簿」、「別紙 令和8年度第1回協議会資料一覧」、「横須賀・三浦地区の事業所数・対価の設定状況一覧」、横須賀市より、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事務所の軽微な変更にかかる追加資料2枚の5点になります。漏れ等ございましたら、お知らせください。

また、事前に通知をお送りさせていただいておりますが、逗子市からの新規申請資料につきまして、訂正箇所がありましたため、差替え資料を追加で送付させていただいております。差替え前の資料を本日ご持参いただいていらっしゃいます方は、協議会終了後に回収いたしますので、机上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

続きまして、本日の会議の進め方及び今後の予定について、ご説明します。

本日は、合意を要する協議事項としまして、新規申請が1件、更新申請が1件、変更申請が1件ございます。次に、合意を要しない報告事項としまして、

軽微な変更が4件、令和7年度の実績報告が18件ございます。

次に、今後の予定ですが、協議会は年3回の開催を考えており、次回は11月下旬の開催を予定しております。

会議の進め方、及び今後の予定については以上となります。

(会 長)

ただいま説明のありました会議の進め方及び今後の予定については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

それでは、ただ今の事務局からの説明のとおり行ってまいります。

● 議題 新規・更新申請の協議について

(会 長)

次に、「次第5」の「新規・更新申請の協議について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回の新規申請は、逗子市から「一般社団法人Bliss」の1件です。

次に、更新申請は、横須賀市から「社会福祉法人あまね」の1件です。

また、変更申請は、逗子市から「特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブくるまやさん」の1件です。

【新規申請】

(会 長)

それでは、新規申請の協議に入りたいと存じます。

「一般社団法人 Bliss」の方、逗子市事務局は説明席に着席願います。

(説明席に移動)

(会 長)

新規申請について事務局から説明をお願いします。

(逗子市事務局)

逗子市高齢介護課の下田と申します。本日は代表理事の増田さんにお越しいただいております。それでは、着座にて説明させていただきます。申請の概要に沿って説明をさせていただきます。

初めに、「1 運送主体」は一般社団法人Bliss、代表者は増田桐子氏です。主たる事務所の所在地は逗子市池子2丁目27番14号です。定款につきましては、資料2の通りです。登記事項証明書につきましては、資料3をご確認ください。

「2 運送の区域」は逗子市、「3 旅客から収受する対価」は逗子市内が片道1000円、逗子葉山間が片道2000円となります。市外の病院送迎として、逗子市

	内から横浜南共済病院へ片道2500円、逗子市内から湘南鎌倉総合病院で片道3500円となります。待機料金として、待ち時間15分ごとに150円となります。複数乗車は有、付き添い料が1人目無料、2人目1000円となります。 「4 運送しようとする旅客の範囲」ですが、添付資料の通り、現在の登録予定者は4名です。 「5（1）法令遵守」ですが、当該法人の役員全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。「5（2）資料車両台数」ですが、持ち込み車両のセダン型車両を1台に対して契約締結状況について契約書を添付しておりますのでご確認ください。「5（3）運転者の確保」につきましては、第一種運転者が1名、また講習につきまして、一部訂正させていただきます。セダンと運転者講習の他、福祉有償運送運転者講習も併せて受講終了をしております。 「（4）から（6）、（8）の運行管理整備体制、事故処理連絡体制や苦情対応体制」については、運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。最後に「（7）損害賠償措置」については、保険証の写しを添付しており、適切な措置がとられております。以上の通りです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 （会 長） ありがとうございました。 ただ今、逗子市事務局から説明がありました件につきまして、質問等はございますでしょうか。 （野間委員） これは代表の増田さんが、事故処理連絡体制を見ると、運転者で事故対応責任者で、代表者で運転者の責任者それから苦情処理責任者も全て1人でやっているのですか。 （事業者） 増田と申します。よろしくお願いいたします。 そうですね。今はまだ4名様の会員さんなので、今のところは1人で対応して、今後、利用者さんが増えたりした場合に、人員を少し増やしたりして、責任者の方も対応できるように考えております。 （野間委員） 今後運転者等、利用者さんが増えた段階で、くれぐれもかなり責任行為のところ輻輳していますので、安全管理に努めていただきたいと思います。 （事業者） はい、わかりました。 （会 長） よろしいですか。
--	---

(野間委員)

はい、ありがとうございます。

(会 長)

他にはいかがでしょうか。よろしいですかね。

はい。それでは、「一般社団法人Bliss」の新規申請につきまして、協議が整ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

「一般社団法人Bliss」の方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。逗子市事務局の方は自席にお戻りください。

【更新申請】

(会 長)

続きまして、更新申請の協議に入りたいと存じます。「社会福祉法人あまね」の更新申請に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

「社会福祉法人あまね」の更新申請につきましては、登録事項に変更の無い更新となりますので、設置要綱第9条第2項第2号の規定により、事前に書面表決をお願いしていたものです。

現在までのところ、委員24名のうち、23名の委員より本件更新申請について、承認する旨の表決書が提出されておりますが、書面表決による協議においては、規定により全会一致である場合に限り、協議会に代えることが出来るものとされていますので、改めて委員の皆様にお諮りしたいと存じます。

(会 長)

本件の更新申請につきまして、質問等はございますでしょうか。

(質問等無し)

(会 長)

よろしいでしょうか。

それでは、「社会福祉法人あまね」の更新申請につきまして、協議が整ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

それでは、以上で横須賀市の「社会福祉法人あまね」の更新登録申請についての協議を終了いたします。

【変更申請】

(会 長)

続きまして、更新申請の協議に入りたいと存じます。

「特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブくるまやさん」の方、及び
逗子市事務局は説明席にご移動願います。

(説明席に移動)

(会 長)

それでは変更申請について、事務局から説明をお願いします。

(逗子市事務局)

逗子市介護保険課の下田がご説明させていただきます。本日は代表の小矢さんにお越しいただいております。それでは着座にてご説明させていただきます。

変更届出は、「特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブくるまやさん」の代表、小矢洋子氏から提出されております。主たる事業所の所在地は、逗子市池子2-3-32-101となります。

では資料1をご覧ください。提出された変更届出と新旧の利用料金一覧表になります。資料2をご覧ください。新料金、新利用料金一覧表が添付されております。

まず、「運送の対価」に関しましてご説明させていただきます。こちらは、1km当たり150円から170円に変更となりました。くるまやさんは、3年前に1km当たり150円に設定されておりますが、そのときから現在までの間にガソリン代の高騰、保険料、最低賃金のアップにより、現行の料金設定では、運営維持困難であることなどが理由として、今回の価格改定となっております。

次に、「運送の対価以外の対価」に関しまして、乗降介助料金が、平日1100円から1200円、休日1320円から1440円に変更となります。「待機料金」及び「付添介助料金」が平日300円から330円、休日及び時間外は、360円から400円に変更となりました。添乗料金及び遠方加算金につきましては、平日1100円から1200円、休日1320円から1440円へ変更します。

以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま、逗子市事務局からご説明がありました本件につきまして、質問等はございますでしょうか。

(質問等無し)

(会 長)

よろしいでしょうか。

それでは、「特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブくるまやさん」の変更申請につきまして、協議が整ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

それでは、「特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブくるまやさん」の方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。逗子市事務局の方は自席にお戻りください。

●変更届出書の報告について

(会 長)

続きまして、「次第6」の「報告（1）変更届出書について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の報告となります。横須賀市3件、鎌倉市1件について、報告させていただきます。

(会 長)

それでは、横須賀市、鎌倉市の順で、それぞれの事務局は自席から報告をお願いします。質問は、各市の報告後に伺います。

まず、横須賀市事務局からお願いします。

(横須賀市事務局)

横須賀市障害福祉課白石と申します。

横須賀市から軽微な変更が2件提出されております。

1件目ですが、特定非営利活動法人ピースフルライフからの軽微変更になります。令和7年5月27日付けで車両台数に関する変更の報告があり、合計台数に変更がありました。

1枚目をおめくりいただきまして、持込セダンの軽自動車が2台減となりまして、車両の合計台数が4台から2台となりました。

続きまして2件目ですが、NPO法人たけのこ会からの軽微変更になります。令和8年5月1日付で、合計台数に変更がありました。持ち込みのセダンの普通乗用車が1台減となりまして、車両の合計台数が17台から16台となりました。

障害福祉課からは以上になります。

(会 長)

ありがとうございました。

この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(藤田委員)

三浦市高齢介護課藤田です。

今2件ご説明がなされたと思うのですが、これ3件なのですかね。

(横須賀市事務局)

障害福祉課から2件でして、もう1件が介護保険課からになります。

(会 長)

失礼いたしました。申し訳ございません。
もう1件、お願いします。

(横須賀市事務局)

横須賀市介護保険課の川口と申します。特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所より、追加資料の軽微な変更について説明します。

本日席上配付させていただきました資料をご覧ください。令和8年3月3日受理の届出において、セダン等持ち込み車両の持ち込み車両は2台追加で合計車両台数は23台から25台に変更となっています。報告は以上となります。

(会 長)

大変失礼いたしました。今回軽微な変更ということで、1件追加がありましたので、合計3件という形になります。失礼いたしました。

それでは、ただいまの3件の軽微な変更について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問等無し)

(会 長)

それでは続きまして、鎌倉市事務局の方をお願いします。

(鎌倉市事務局)

鎌倉市高齢者支援課の進士と申します。鎌倉市所管事業所の軽微な変更に係る届出についてご報告いたします。

鎌倉市は2団体、3事業所が登録しておりまして、そのうちの一つ福祉クラブ生活協同組合さんが運営します、らら・むーぶ逗子葉山につきまして、令和8年5月31日付けで運転者1名退任による持ち込み車両数の変更が生じたため、届出がなされたものです。詳細につきましては、お配りしています資料の「様式2-4号 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届書」の裏面をご覧ください。

こちらの(5)に記載の通り、持ち込み車両のセダン等の軽自動車が1台減少しまして、合計4台から3台へと変更になっております。報告は以上です。

(会 長)

ただいまの鎌倉市からの報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

それではご質問がないようでしたら、以上で報告(1)を終了させていただきます。

●令和7年度実績報告について

(会 長)

それでは、次に「次第6」の「報告(2) 令和7年度実績報告書について」、

	事務局から報告をお願いします。 (事務局) 「令和7年度実績報告書」につきまして、事務局からご報告いたします。 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの実績報告は、横須賀市から12件、鎌倉市から3件、逗子市から1件、三浦市から1件、葉山町から1件、計18件が提出されています。 (会 長) ただいまの実績報告について、各市からの報告は添付の資料の中にそれぞれ綴られているということで報告がございます。 それでは、「次第7その他」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。 (事務局) 令和7年度運営協議会において、委員から「横須賀・三浦地区における福祉有償運送の規模が分かりづらいため、令和8年度第1回協議会において、事業所数や各団体の対価の設定状況をリスト化し、全委員に周知してほしい」というご意見がありました。つきましては、横須賀・三浦地区における事業所数・対価の設定状況について一覧にいたしましたので、本日配布させていただきました。こちらの一覧につきましては、年度ごとに更新していければと思います。 次に、次回以降の会議の開催についてですが、協議案件が、前回協議時から変更等のない更新申請のみであり、かつ、全ての委員から書面にて承認が得られた場合には、設置要綱第9条第2項第2号の規程に基づき、書面協議により、協議会に代えることができることとなっております。よって、次回以降の会議につきまして、新規申請、変更申請がなく、前回協議時から変更のない更新申請のみの場合は、書面協議のみで行うことがありますので、予めご了承くださいますようお願い致します。 (会 長) ただいま事務局から説明がありましたが、内容についていかがでしょうか。 ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。 (「意見なし」) (会 長) それでは、ご意見、ご質問がないようでしたら、その他を終了いたします。 以上で本日の会議の案件は全て終了しました。事務局から何かありますでしょうか。 (事務局) 本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございますございました。 次回の協議会は、11月下旬を予定しております。
--	--

	詳細が決まり次第、改めて正式に通知いたしますので、ご承知おきください。事務局からは以上です。 (会 長) それでは、以上をもちまして令和８年度第１回運営協議会を終了させていただきます。 ご出席いただきました皆様方、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。次回以降もよろしくお願いいたします。
--	--